告示

○総務省告示第二百十二号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第二項及び電波法施行令（平成十二年政令第二百四十五号）第八条第一項の規定に基づき、次のとおり伝搬障害防止区域を指定する。

平成二十三年六月十七日

総務大臣　片山　善博

1　電気通信業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　宮城県栗原市金成有壁伊勢堂151―1　(171.70) (2)　岩手県東磐井郡藤沢町藤沢字町裏128―5　(207.80)	北緯38度52分26秒東経141度07分59秒の地点と北緯38度51分46秒東経141度16分07秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯38度51分46秒東経141度16分13秒の地点と北緯38度51分22秒東経141度20分57秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1)　岩手県北上市成田22地割254―3　(129.30) (2)　岩手県花巻市東和町北前田2区588―1　(292.10)	北緯39度21分10秒東経141度06分45秒の地点と北緯39度25分51秒東経141度13分53秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	(1)　岩手県紫波郡紫波町小屋敷字四方田80　(182.50) (2)　岩手県盛岡市大ケ生5地割100―1　(354.60)	北緯39度34分21秒東経141度06分35秒の地点と北緯39度37分04秒東経141度14分03秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯39度37分10秒東経141度14分19秒の地点と北緯39度37分34秒東経141度15分25秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
4	(1)　岩手県奥州市水沢区佐倉河字道場43―1　(100.00) (2)　岩手県胆沢郡金ケ崎町永栄三蔵塚29―1　(224.20)	北緯39度10分14秒東経141度07分02秒の地点と北緯39度09分39秒東経141度03分43秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯39度09分38秒東経141度03分36秒の地点と北緯39度09分14秒東経141度01分21秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
5	(1)　岩手県一関市東山町松川字三室平351―152　(316.60) (2)　岩手県一関市萩荘字外山143―15　(180.30)	北緯38度57分29秒東経141度13分49秒の地点と北緯38度54分56秒東経141度02分35秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯38度54分49秒東経141度02分06秒の地点と北緯38度54分39秒東経141度01分22秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
6	(1)　岩手県九戸郡洋野町大野第37地割字大野沢　(292.20) (2)　岩手県九戸郡洋野町大野第21地割字森外74―1　(273.20)	北緯40度17分36秒東経141度38分42秒の地点と北緯40度19分53秒東経141度35分56秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
7	(1)　青森県つがる市富萢町屏風山1―598　(74.40) (2)　青森県北津軽郡中泊町大字中里字宝森173―1　(35.70)	北緯40度59分23秒東経140度21分44秒の地点と北緯40度58分54秒東経140度23分31秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯40度58分53秒東経140度23分36秒の地点と北緯40度58分43秒東経140度24分15秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
8	(1)　山形県東田川郡三川町大字横山字袖東13―4　(42.10) (2)　山形県酒田市字西田32―3　(60.90)	北緯38度51分03秒東経139度56分50秒の地点と北緯38度51分18秒東経139度57分18秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
9	(1)　山形県飽海郡遊佐町菅里字菅野54―1　(80.60) (2)　山形県飽海郡遊佐町野沢字上野山76―4　(47.50)	北緯39度03分37秒東経139度53分01秒の地点と北緯39度02分32秒東経139度54分37秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
10	(1)　山形県最上郡舟形町長沢字長沢山国有林113林班チ小班　(272.20) (2)　山形県最上郡戸沢村大字角川字片倉国有林2243番林班し1小班　(335.30)	北緯38度41分48秒東経140度22分24秒の地点と北緯38度39分23秒東経140度11分50秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯38度39分20秒東経140度11分37秒の地点と北緯38度39分16秒東経140度11分21秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
11	(1)　秋田県由利本荘市裏尾崎町9　(52.80) (2)　秋田県由利本荘市大簗字大簗116―1　(356.70)	北緯39度23分15秒東経140度02分51秒の地点と北緯39度19分46秒東経140度09分29秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
12	(1)　秋田県能代市上町5―5　(48.80) (2)　秋田県能代市鰄渕字苗代沢105―99　(55.60)	北緯40度12分28秒東経140度02分04秒の地点と北緯40度12分11秒東経140度02分31秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯40度12分04秒東経140度02分40秒の地点と北緯40度11分43秒東経140度03分12秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯40度11分37秒東経140度03分20秒の地点と北緯40度10分50秒東経140度04分30秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
13	(1)　秋田県仙北市角館町岩瀬町10　(109.80) (2)　秋田県大仙市長野字小合田88―1　(82.20)	北緯39度35分36秒東経140度33分52秒の地点と北緯39度35分16秒東経140度33分41秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯39度35分13秒東経140度33分39秒の地点と北緯39度34分28秒東経140度33分13秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯39度34分10秒東経140度33分03秒の地点と北緯39度32分52秒東経140度32分19秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
14	(1)　秋田県湯沢市岩崎字袖森合15―1　(122.40) (2)　秋田県横手市十文字町植田字植田148　(111.30)	北緯39度11分26秒東経140度29分10秒の地点と北緯39度11分40秒東経140度29分04秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯39度11分53秒東経140度28分58秒の地点と北緯39度12分18秒東経140度28分48秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域